

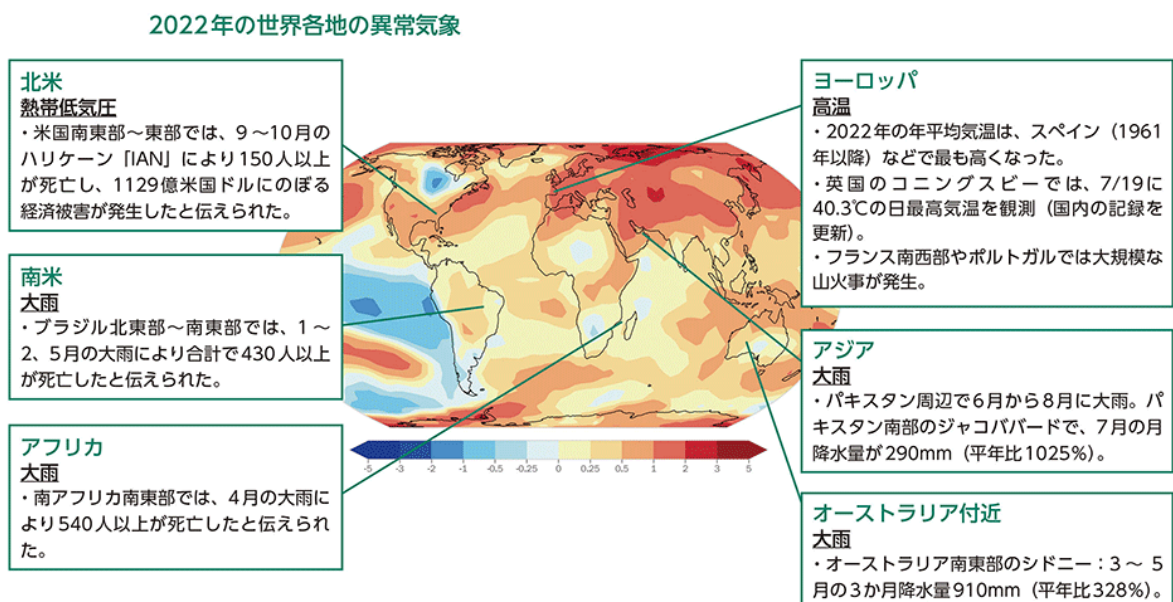
第1章 背景

1 気候変動の影響

気候変動問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021(令和3)年8月には、IPCC(気候変動に関する政府間パネル)第6次評価報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化(極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、いくつかの地域における強い熱帯低気圧の割合の増加等)は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。



資料：「WMO Provisional State of Global Climate in 2022」、気象庁ホームページより環境省作成

資料：「令和5年版 環境・循環型社会・生物多様性白書」(環境省)

図 1-1 世界の気象災害と各地の異常気象

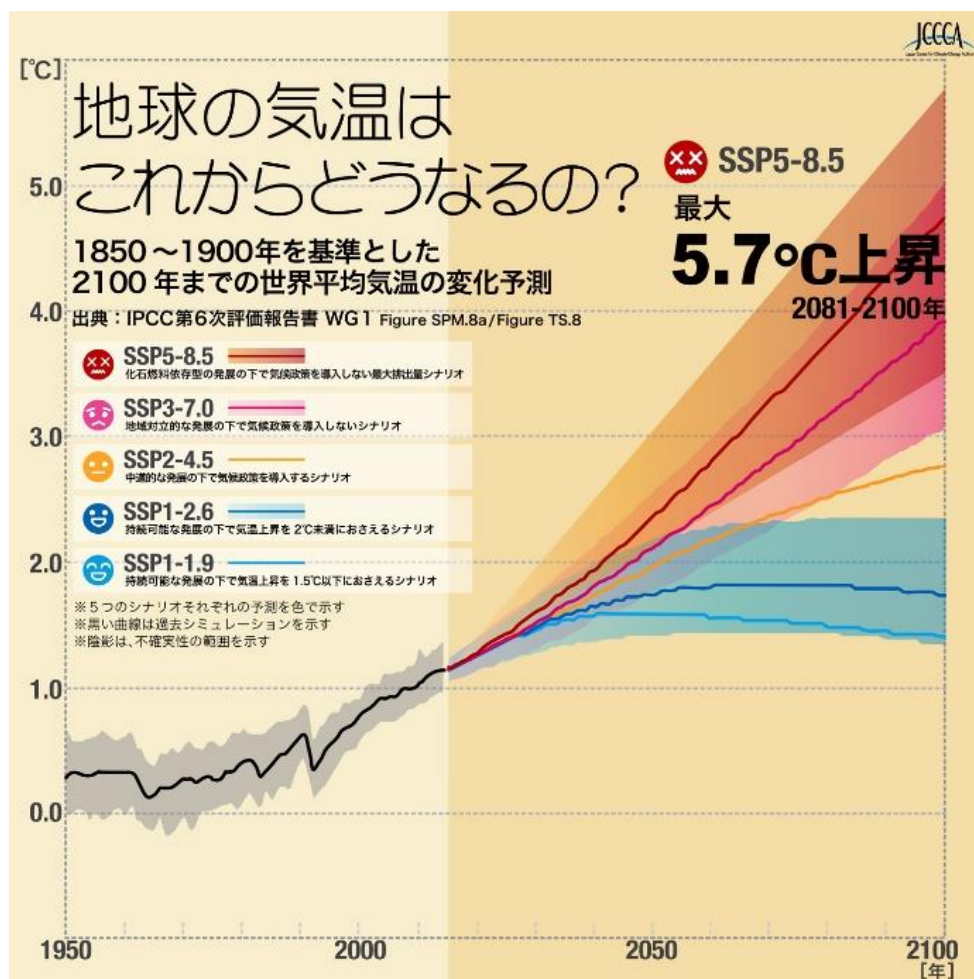
2 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015(平成 27)年 11 月から 12 月にかけて、フランス・パリにおいて、第 21 回締約国会議(COP21)が開催され、京都議定書以来 18 年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2°C より十分低く保つとともに、 1.5°C に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、先進国と途上国といった二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献(nationally determined contribution)を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものといえます。

2018(平成 30)年に公表された IPCC「 1.5°C 特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、 2°C を十分下回り、 1.5°C の水準に抑えるためには、 CO_2 排出量を 2050(令和 32)年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050(令和 32)年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

温室効果ガスの排出量が「非常に高い」シナリオでは、今世紀末までに最大 5.7°C 上昇するとされています。



資料:全国地球温暖化防止活動推進センターホームページ

図 1-2 1850～1900 年を基準とした世界平均気温の変化予測

3 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020(令和2)年10月、我が国は、2050(令和32)年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050(令和32)年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現をめざすことを宣言しました。翌2021(令和3)年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030(令和12)年度の温室効果ガスの削減目標を2013(平成25)年度比46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、2021(令和3)年6月に公布された「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(令和3年法律第54号)」では、2050(令和32)年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置付け、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、さらに、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

さらに、2021(令和3)年6月、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策(屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等)を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置付けられています。

2021(令和3)年10月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5年ぶりの改定が行われました。改定された地球温暖化対策計画では、2050(令和32)年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、2030(令和12)年度において、温室効果ガスを2013(平成25)年度から46%削減することをめざし、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、2030(令和12)年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

表 1-1 地球温暖化対策計画における2030(令和12)年度温室効果ガス排出削減量の目標

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO ₂)		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂		12.35	6.77	▲45%	▲25%
	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス(フロン類)		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度(JCM)		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

資料：「地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)」

2021(令和3)年10月には、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画(政府実行計画)の改定も行われました。温室効果ガス排出削減目標を2030(令和12)年度までに50%削減(2013(平成25)年度比)に見直し、その目標達成に向け、太陽光発電の導入、新築建築物のZEB化、電動車の導入、LED照明の導入、自動車利用の抑制等、その他各種の措置について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。また、地球温暖化対策計画において、地方公共団体実行計画(事務事業編)に関する取組は、政府実行計画に準じて取り組むこととされています。

なお、地球温暖化対策計画では、都道府県及び市町村が策定及び見直し等を行う地方公共団体実行計画の策定率を2025(令和7)年度までに95%、2030(令和12)年度までに100%とすることをめざすとしています。

また、「2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ」をめざす地方公共団体、いわゆるゼロカーボンシティは、2019(令和元)年9月時点ではわずか4地方公共団体でしたが、2023(令和5)年6月末時点においては973地方公共団体と加速度的に増加しています。本市も2021(令和3)年7月19日に「岸和田市ゼロカーボンシティ宣言」を表明しています。

岸和田市ゼロカーボンシティ宣言

～2050 年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指します～

地球温暖化の進行に伴い、記録的な豪雨や猛暑などの気候変動によるリスクが今後も懸念されるなか、その主な原因である二酸化炭素の排出量削減は岸和田市として取り組むべき喫緊の課題です。

本市では、岸和田市地球温暖化対策実行計画について、SDG s（持続可能な開発目標）の理念に基づき、また、国内外の動向を踏まえ、地域力を活かした地域循環共生圏型の気候変動対策を包含したものとして令和 3 年 2 月に改定しました。

この計画を基に、持続可能なまちづくりが形成されるよう、市民と事業者とともに連携し、2050 年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を表明します。

令和 3 年 7 月 19 日
(2021 年)

岸和田市長 永 野 耕 平



図 1-3 岸和田市ゼロカーボンシティ宣言